

トルコ地震復旧・復興応援プロジェクト 実施要領

1 事業目的

令和5年2月にトルコで発生した地震を受けて、被災地のニーズに応じた支援活動を行う民間団体等を支援することにより、当該団体における知見・ノウハウの蓄積を通じて、県全体の災害対応能力の向上を図る。

2 補助対象事業者

以下の①～④の条件をすべて満たす者

- ① 県内で事業活動を行う企業・団体であること。
- ② 政治的・宗教的活動を目的とする企業・団体でないこと。
- ③ 反社会的活動を行う企業・団体でないこと。
- ④ 補助事業を的確に遂行し、経理その他の事務についての的確な管理体制と処理能力を有すること。

3 補助対象となる事業

交付決定日から令和6年3月31日の間に実施する以下の事業

(1) 支援人材の派遣及び研修の受入

- ① トルコの被災地への、こころのケア、インフラ復旧、復興計画への助言等を行う人材の派遣
- ② トルコの被災地からの研修の受入
- ③ ①及び②の実績にかかる情報発信

(2) 支援物資及び資器材の購入・輸送

- ① トルコの被災地（※）へ提供する支援物資及び資器材の購入
- ② トルコの被災地（※）への支援物資及び資器材の輸送
- ③ ①及び②の実績にかかる情報発信

※ 受援体制が整っている特定の提供先が明確な場合に限る。

4 支援内容

(1) 補助率 定額

(2) 補助額

区分	上限	留意事項
支援人材の派遣及び研修の受入	渡航・受入の人数1人あたり 600,000円	
支援物資及び資器材の購入・輸送	1補助事業者あたり 300,000円	物資等の購入・輸送にかかる経費が対象経費の総額の1/2以上であること。

※ 1,000円未満切り捨て

※ 他の助成制度との併用は可。ただし、同一の助成対象経費に対して、助成金を重複して受け取ることはできない。

(2) 補助対象経費

区分	補助対象経費
支援人材の派遣及び研修の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通費（飛行機・鉄道・タクシー・バス等の運賃、航空機の手荷物料金（超過分）等） ※ ○ 資器材の購入費（寝袋、テント等） ○ 研修にかかる経費（賃借料・使用料、会場借上料、印刷製本費等） ○ 情報発信にかかる経費（広報宣伝費等） ○ その他知事が必要と認める経費
支援物資及び資器材の購入・輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援物資（食料、飲料、医薬品、衣服（防寒具等）等）及び資器材（寝袋、テント等）の購入費 ○ 支援物資及び資器材の輸送費 ○ 情報発信にかかる経費（広報宣伝費等） ○ その他知事が必要と認める経費

※ 支援人材の派遣及び研修の受入の実施が補助対象期間（交付決定日から令和6年3月31日の間）である場合に限り、令和5年2月6日から交付決定日の前日まで手配した交通費も対象とする。

5 手続き

(1) 交付申請

① 申請時期

事業開始の2週間前までに②の資料を提出すること。

※ 事業開始日が令和5年4月1日～4月20日となる場合は、事業開始日までに提出すること。

② 申請書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第1号の2）
- ・ 令和5年度補助金所要額調書（別紙1）
- ・ 令和5年度支出予定額内訳書（別紙2）
- ・ 令和5年度事業計画書（別紙3）
- ・ 消費税の申告及び納税等の確認書
- ・ 債権者登録申請書（※兵庫県の補助金を初めて申請する場合のみ必要）

③ 提出方法

持参または郵送、メールのいずれかにより提出

（債権者登録申請書は、記名・押印の上、原本をご郵送下さい。）

④ 提出先

兵庫県危機管理部防災支援課広域企画班 担当：宮部

住所：〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

T e l : 078-362-9806（直通）

F A X : 078-362-9839

メール：Daisuke_Miyabe@pref.hyogo.lg.jp

(2) 交付決定

提出書類等を審査の上、予算の範囲内において交付決定を行う。

(3) 実績報告及び補助金の支払い

補助事業が完了した日から 30 日以内または令和 6 年 4 月 10 日のいずれか早い日まで
に実績報告書及び証拠書類（領収書(写)等）を提出すること。

原則として提出された実績報告書類と請求書にもとづき、精算払いにより補助金の支
払いを行う。

なお、後日、実績報告書類（証拠書類含む）などについて、実地検査を行う場合があ
る。

【実績報告書に含むべき内容】

- 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- 令和 5 年度補助金精算調書（別紙 4）
- 令和 5 年度支出済額内訳書（別紙 5）
- 令和 5 年度事業実績報告書（別紙 6）
- 事業の実施を証明する写真等
- 制作物（IT に関わるものについては、全てのデータを DVD・USB メモリー等 によ
り提出するとともに、概要がわかるものを印刷すること）
- 支払証拠書類（請求書及び領収書、振込控など）

7 認定の取り消し及び補助金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、認定の取り消し及び既に交付した補助金の一部又は
全部の返還を求めることがある。この場合、返還金に対する加算金の納付、また、返還金
の納付が遅れた際は、遅延利息金の納付が必要である。

- (1) 提出期限など兵庫県が定める補助金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき